

新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航、入国（再入国）について

2023年5月15日更新

1 渡航	頁
1. 新型コロナウイルス感染症の影響下における海外渡航について <i>Updated</i>	2
2. 新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航時の安全対策の強化について <i>New</i>	2
3. 新型コロナウイルス感染症の検査が受検可能な医療機関	3
4. 新型コロナワクチン接種証明書について	3
5. 海外で新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合 <i>New</i>	4
6. 参考リンク	4

2 入国（再入国）	頁
1. 入国（再入国）の手続き <i>Updated</i>	5
2. Visit Japan Web による事前入国手続き <i>Updated</i>	5
3. マスクの準備	5
4. 問合せ先・参考リンク	6

1 渡航

1. 新型コロナウイルス感染症の影響下における海外渡航について

新型コロナウイルス感染症の影響下における海外渡航についての通知は以下をご覧ください。

- 新型コロナウイルス感染症の影響下における海外渡航について（日英）
<https://ku1.cybozu.com/g/cabinet/index.csp?hid=44121&sp=0>
- 外務省の危険情報レベル、感染症危険情報レベルは以下の URL からご確認ください。
<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>
- 各国の入国制限、行動制限措置については以下の URL からご確認ください。
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html



2. 新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航時の安全対策の強化について

新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航にあたっては、以下のチェックリストを参考に安全対策を講じてください。

【入国制限措置・行動制限措置】

Check
✓

1	入国時に必要な査証や書類（新型コロナワクチン接種証明書、検査証明書等）は準備しましたか。	
2	飛行機搭乗時のルール（新型コロナワクチン接種証明書・検査証明書の提示義務、マスク着用義務、消毒剤等の持込制限等）を確認しましたか。	
3	病院などの施設や飲食店におけるマスク着用義務、新型コロナワクチン接種証明書の提示義務等の現地の規制を確認しましたか。	

【事前の安全対策】

4	外務省や現地関係機関等から渡航先の最新の感染状況、安全情報、医療機関の状況、現地関係機関の衛生環境や感染対策情報を収集の上、感染予防や安全対策を確認しましたか。	
5	万一感染が疑われる場合の現地における公的な相談・報告先や、救急連絡先、保険会社、受診可能な医療機関、大使館/総領事館及び家族等の緊急連絡先を確認し、関係者間で共有しましたか。	
6	治療・救済費用補償が無制限で、かつ新型コロナウイルス感染症の治療等にも対応している海外旅行保険に加入しましたか。国によっては入国時にコロナに対応していることが明示されている保険加入者証または付保証明書の提示を求められることがありますので、必要に応じて保険会社から取得してください。	

【渡航中の安全対策、帰国の準備】

7	渡航中は、渡航者、現地関係機関、および日本側の大学関係者が定期的に連絡をとり、渡航者の健康状態や安全状況を確認してください。	
8	盗難、強盗、詐欺、銃撃事件、ヘイトクライムが増加傾向にあります。以下のような基本的な安全・防犯対策を徹底してください。 <ul style="list-style-type: none">➢ 夜間や一人での外出を極力回避する。治安の悪い地域に行かない。➢ 不用意な言動により不測の事態に巻き込まれない。➢ 危険な状況に遭遇した場合は、身の安全の確保を最優先し、急いでその場を立ち去る。➢ 万一被害にあった場合は、現地警察に通報の上、大使館/総領事館に救援を求める。	
9	帰国直前に新型コロナウイルス感染症に罹患し、帰国が延期になった事例が報告されています。帰国前は特に感染対策に注意してください。	

3. 新型コロナウイルス感染症の検査が受検可能な医療機関

新型コロナウイルス感染症の検査が受検可能な医療機関は以下の URL から確認してください。検査証明書の指定様式は国によって異なりますので、必ず事前に在外公館にご確認ください。

- 厚生労働省：自費検査を提供する検査機関一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

4. 新型コロナワクチン接種証明書について

予防接種法に基づく新型コロナワクチン接種済みの方が、海外渡航の際、渡航先への入国時をはじめ、現地での飲食店・施設の利用時等に活用できるよう、各市町村で新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明する接種証明書の交付が可能です。また、マイナンバーカードをお持ちの場合はスマートフォンのアプリから電子版の接種証明書の取得が可能です。接種証明書の申請手続き等については住所地の各市町村のHP 等をご確認ください。

- 厚生労働省：

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書（接種証明書）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html

新型コロナワクチン接種証明書に関する Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/000822919.pdf>

- 外務省：海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧

※ワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧が随時更新されています。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

- 京都市 「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」について

<https://vaccines-kyoto-city.jp/certificate.html>

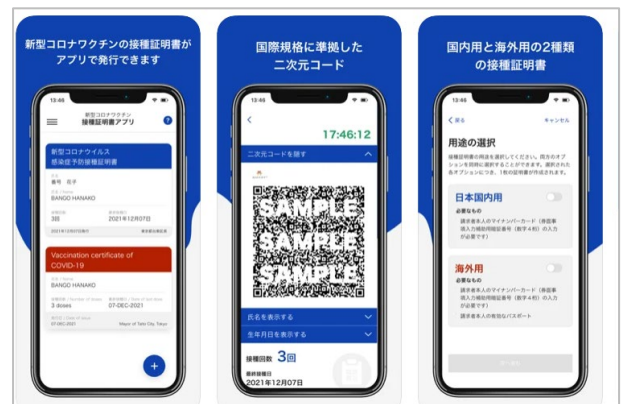
- 宇治市 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（ワクチンパスポート）の発行について

<https://www.city.uji.kyoto.jp/site/corona/42030.html>

【接種証明書様式（海外用及び日本国内用）】



【アプリ】



5. 海外で新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合

海外で新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、以下のとおり対応してください。

① 相談/受診

- ・ 公的な相談・報告先や、救急連絡先、保険会社、医療機関、大使館／総領事館に相談の上、必要に応じて医療機関で受診してください。
- ・ 保険会社には、手配が可能な病院、キャッシュレス受診の可否、通訳手配の可否、治療費、滞在費、検査費用、通院費、航空券の変更費用等の補償、請求について相談してください。
- ・ 重症の場合など、必要に応じて家族、大学、大使館/総領事館に救援を要請してください。大使館／総領事館は緊急事態に備えて 24 時間体制で救援対応が可能です。

② 帰国直前の罹患

罹患した場合や、濃厚接触者となった場合などで予定どおり帰国できない場合は①に加え、以下の手続きが必要です。

- A) 保険会社への渡航期間延長手続き
- B) 療養・待機場所の確保（滞在費について海外旅行保険で補償可能な場合あり）
- C) 帰国便の変更（航空券変更、再取得費用について海外旅行保険で補償可能な場合あり）
- D) ビザの延長手続きの必要性の確認および手続き

6. 参考リンク

* 英文

【海外安全情報】

- 外務省 [海外安全ホームページ](#)（国別の危険情報レベル、感染症危険情報レベル、安全情報を提供）
- 外務省 [世界の医療事情](#)（国別の医療情報等を掲載）
- 外務省 [在外公館リスト](#)（各在外公館の HP に安全情報を掲載）

【国別の入国制限・水際対策・行動制限】

- 外務省 [国別の入国制限措置と入国後の行動制限措置に関する情報](#)
国際航空運送協会（IATA）*[Air Travel and COVID-19](#)

【COVID-19 感染情報・ワクチン接種】

- WHO [Coronavirus disease \(COVID-19\) travel advice](#) *
- 厚生労働省 [新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書（接種証明書）について](#)
- 外務省 [海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧](#)

2 入国（再入国）

1. 入国（再入国）時の手続き

(1) 日本入国（再入国）時の手続き

- 2023年5月8日0時に水際措置（臨時的な措置を含む）が終了となりました。全ての入国者について、有効なワクチン接種証明書又は出国前検査証明書の提示が不要となりました。

【2023年5月8日以降】

対象	有効なワクチン接種証明書（3回）	出国前検査証明書	到着時検査
全ての入国者	不要	不要	なし※

※発熱・咳などの症状がある渡航者に対して、任意でゲノム解析が実施されます。（感染症ゲノムサーベイランス）

(2) 大学における手続き

[新型コロナウイルスに感染等（類似症状等を含む）した場合の手続き「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について」](#)は2023年5月8日付で廃止となりました。

2. Visit Japan Web による事前入国手続き（推奨）

- 入国に際しては、「入国審査」「税関申告」情報の事前登録により空港での待ち時間の短縮が可能な「Visit Japan Web」(<https://vjw-lp.digital.go.jp/>) を利用してください。
- Visit Japan Web は日本語、英語、中国語、韓国語に対応しています。
- 在留資格が短期滞在・外交・公用の方は「免税購入」機能の利用が可能です。



3. マスクの準備

- 日本では、マスクの着用については個人の判断が基本となります。
- なお、以下のような場面ではマスクの着用が推奨されます。
 - 医療機関、高齢者施設などを訪問するとき
 - 混雑した電車やバスなどの公共交通機関に乗車するとき
 - 高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦が感染拡大時に混雑した場所に行くとき
- 航空機内ではマスクの着用が必要となる場合がありますので、マスクをお持ちください。

4. 問合せ先・参考リンク

<問合せ先・相談先>

- 厚生労働省水際対策コールセンター（日本時間 9:00-21:00 土日祝日含）※2023年5月31日廃止予定
0120-248-668（日本語のみ）、050-1751-2158, 050-1741-8558（日英中韓）
+81-3-3595-2176（海外から（日英中韓））
- 各都道府県新型コロナウイルス感染症コールセンター一覧
<https://www.covid19-info.jp/area-jp.html>
- 京都府 きょうと新型コロナ医療相談センター TEL : 075-414-5487（日本国内）
対応言語 : JN・EN・ZH・KO・PT・ES・VI・TH

<外国人向け相談先>

- 日本アイラック株式会社
TEL : 0120-119-075 toll free（日本国内）
（平日） 0:00~8:30, 17:00~24:00 JST（土・日・祝祭日）24 hours
E-mail : CS-inb@i-rac.co.jp
※平日の 17 時以降や休日など京都大学の所属部局事務室の閉室中に緊急で困ったことがあった場合の相談先です。お気軽にご利用ください。ご連絡の際は、初めに、京都大学にて受入れ予定（もしくは受入れ中）の外国人留学生または研究者であること、所属部局等をお伝えください。健康相談や事故・物の紛失などの相談も受け付けます。
- 外国人在留支援センター（FRESC）ヘルプデスク（生活相談、在留資格に関する相談など）
TEL 0120-76-2029（平日 9~17 時）
18 か国語（日本語、ベトナム語、中国語、英語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、フィリピン（タガログ）語、ミャンマー語、クメール（カンボジア）語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥー語、ベンガル語）による相談対応が可能です。

<参考リンク>

- 外務省：新型コロナウイルス感染症への対応
https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/pds/page25_002019.html
- 厚生労働省：水際対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
- 京都大学：新型コロナウイルス感染症への対応
<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus>

【担当】

- 本資料について：企画部 国際交流課 海外拠点掛（16-2604）
E-mail: intl_mizugiwa@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
- 外国人研究者の入国手続きについて：同課 国際企画掛（16-2045/2049）
E-mail: intl_mizugiwa@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
- 外国人留学生（国費・私費）の入国手続きについて：
国際・共通教育推進部留学生支援課留学生支援掛（16-5685）
E-mail: intlstudent@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

※入国時の手続きについてご不明な点がございましたら、外国人留学生、研究者はご所属の学部・研究科の担当掛または受入担当教員にお問い合わせください。